

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 6 月 30 日

京都府南丹広域振興局長 井爪 環

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和 7、8、9、10 年度京都府園部総合庁舎機械警備業務
- (2) 業務の内容等
仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで
- (4) 履行場所
京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21
京都府園部総合庁舎

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒622-0041 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21
京都府南丹広域振興局地域連携・振興部園部地域総務防災課
電話番号（0771）62-0360 ／ F A X （0771）62-3924
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法
ア 原則として、京都府南丹広域振興局のホームページからダウンロードすること。
イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、2 の（1）の場所に問い合わせの上、5 の（1）に記載の提出期間に交付を受けること。

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
- (3) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (4) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団又は暴力団員である者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和 53 年京都府告示第 129 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「令和 4・5・6 年度ビル管理等委託業務競争入札参加資格者名簿」のうち「警備業務」の登録業者であること。
- (2) 5 の（1）に記載の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格確認の申請手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別記第 1 号様式。以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年6月30日（月）から令和7年7月4日（金）まで

(2) 提出場所

2の(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

ア 誓約書（別記第2号様式）

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書（写）

(5) 参加資格を有する者の名簿への登載

4について確認の上、参加資格があると認定された者は、令和7、8、9、10年度京都府園部総合庁舎機械警備業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

(6) 資格確認結果の通知

資格確認の結果は、確認申請書を提出した者に文書で通知する。

(7) 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、(6)による資格確認の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

(8) 変更届

確認申請書を提出した者（(5)の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別記第3号様式）により当該変更に係る事項を京都府南丹広域振興局長に届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 営業所の名称又は所在地

ウ 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

エ 個人にあっては、氏名

(9) 参加資格の承継

ア 参加資格を有する者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性

を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

(ア) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

(イ) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

イ アにより参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第4号様式）（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他京都府南丹広域振興局長が必要と認める書類を提出しなければならない。

ウ イにより資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

(10) 参加資格の取消し

ア 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

イ 参加資格を有する者が次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をしたとき

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

ウ ア又はイにより参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

(11) その他

確認申請書作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

6 質問の受付・回答

入札者は、入札説明書、閲覧図書（契約書、業務仕様書、図面）（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書（別記第5号様式）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

ア 提出期限 令和7年7月9日（水）午後5時まで

イ 提出方法 持参又はFAX（FAX番号 0771-62-3924）

(2) 回答書は、令和7年7月15日（火）までに京都府南丹広域振興局ホームページに掲

載する。

- (3) 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。
- (4) 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年7月18日（金）午後2時

イ 場所

京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21

京都府園部総合庁舎 第2会議室

- (2) 入札の方法

持参又は郵送によることとする。

- (3) 郵送による入札書の提出方法

ア 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先

2の（1）に同じ

ウ その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

- (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に該当するもの及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の額
を納付しなければならない。

ただし、規則第 147 条第 2 項に該当するときは、免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札
者から徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しな
ければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」
という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保
証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除す
る。

10 その他

(1) 1 から 9 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) その他詳細は、入札説明書による。